

令和5年第1回（1月）

春日部市議会臨時会議案

議 案 目 録

令和5年第1回（1月）春日部市議会臨時会

議案第 1 号 春日部市行政組織条例の一部改正について	1
-----------------------------	---

議案第 1 号

春日部市行政組織条例の一部改正について

春日部市行政組織条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和5年1月19日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

総合振興計画の着実な実現に向けて組織機構を改めるため、設置の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市行政組織条例の一部を改正する条例

春日部市行政組織条例（平成19年条例第54号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正前の号に対応する改正後の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（設置） 第1条 （12） 上下水道部 （事務分掌） 第2条 （2） 総合政策部 ウ 行政改革及びデジタル化施策に関するこ と。 エ <u>情報システム</u> に関すること。 オ （略） （4） 総務部 ウ 人権及び男女共同参画に関すること。 エ （略） オ （略） カ （略） キ （略） （5） 市民生活部 イ 市民参加及び <u>国際交流</u> に関すること。 （6） 福祉部 ア 福祉の総合的な <u>企画調整</u> に関すること。 イ 生活保護に関すること。 ウ （略） エ （略） （7） こども未来部	（設置） 第1条 （事務分掌） 第2条 （2） 総合政策部 ウ <u>高度情報化及び電子計算</u> に関すること。 エ （略） （4） 総務部 ウ （略） エ （略） オ （略） カ （略） （5） 市民生活部 イ 市民参加及び <u>男女共同参画</u> に関するこ と。 （6） 福祉部 ア 福祉の総合的な <u>企画調整及び生活保護</u> に 関すること。 イ （略） ウ （略） （7） こども未来部

<p>ウ こどもの手当及び医療費に関すること。 <u>エ</u> (略)</p> <p>(9) 環境経済部 イ <u>資源循環への取組</u>及び<u>環境衛生</u>に関する こと。 ウ 廃棄物の処理に関すること。 <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)</p> <p>(10) 建設部</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(12) 上下水道部 ア 下水道に関すること。</p>	<p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(9) 環境経済部 イ <u>廃棄物の処理</u>及び<u>資源循環への取組</u>に関 すること。 <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略)</p> <p>(10) 建設部 ウ 下水道に関すること。 <u>エ</u> (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。